

地域生活支援拠点等について 《論点等》

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

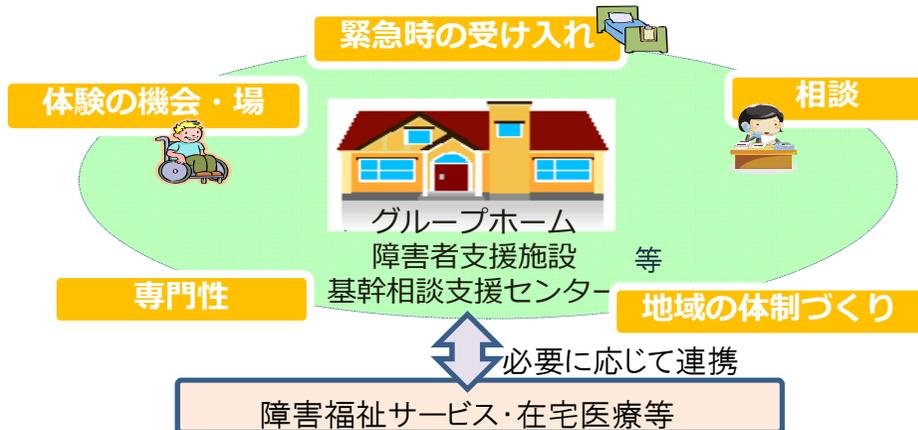
●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

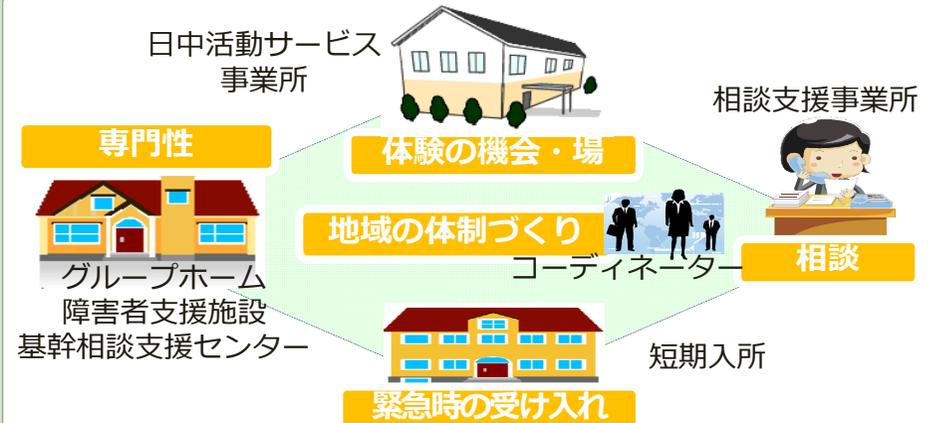
市町村（圏域）

- ① 支援者の協力体制の確保・連携 ② 拠点等における課題等の把握・活用 ③ 必要な機能の実施状況の把握

多機能拠点整備型



面的整備型



バックアップ

都道府県

- ・ 整備、運営に関する研修会等の開催
- ・ 管内市町村の好事例（優良事例）の紹介
- ・ 現状や課題等を把握、共有

地域生活支援拠点等の全国の整備状況について(平成29年4月1日時点)(概要)

※ 障害福祉課調べ

○ 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、平成29年4月1日時点で、46の自治体(障害保健福祉圏域含む)において、整備されている。(全国の自治体数:1741、圏域数:141)

① 地域生活支援拠点等の整備数について(予定含む)

平成29年4月1日時点で整備済み	37市町村	9圏域
平成29年9月末までに整備予定	5市町村	2圏域
平成29年度末までに整備予定	75市町村	32圏域
平成30年度に整備予定	64市町村	11圏域
未定	1025市町村	87圏域

② 整備類型について(予定含む)

多機能拠点型	25市町村	4圏域
面的整備型	283市町村	85圏域
多機能拠点型+面的整備型	45市町村	3圏域
その他	0市町村	0圏域
未定	853市町村	49圏域

(課題等)

※ 整備にあたって、備えるのが困難な機能として、「緊急時の受入・対応」、「専門的人材の養成・確保」が大宗を占めていた。

※ 今後の課題については、主に「地域の社会資源が不足していること、整備・運営に係る財源の確保」等があげられている。

① 地域生活支援拠点等の整備数について(予定含む)

平成28年9月1日調査			平成29年4月1日調査	
平成28年9月1日時点で整備済み	20市町村 2圏域	+17市町村 + 7 圏域	平成29年4月1日時点で整備済み	37市町村 9圏域
平成28年度に整備予定	8市町村 0圏域		平成29年9月末までに整備予定	5市町村 2圏域
平成29年度に整備予定	256市町村 79圏域	▲181市町村 ▲ 47 圏域	平成29年度末までに整備予定	75市町村 32圏域
未定	938市町村 56圏域	+ 87市町村 + 31 圏域	平成30年度に整備予定	64市町村 11圏域
			未定	1025市町村 87圏域

② 整備類型について(予定含む)

平成28年9月1日調査			平成29年4月1日調査	
多機能拠点型	42市町村 2圏域	▲17市町村 + 2 圏域	多機能拠点型	25市町村 4圏域
面的整備型	235市町村 69圏域	+48市町村 +16 圏域	面的整備型	283市町村 85圏域
多機能拠点型+面的整備型	26市町村 4圏域	+19市町村 ▲ 1 圏域	多機能拠点型+面的整備型	45市町村 3圏域
その他	0市町村 0圏域	±0市町村 ±0 圏域	その他	0市町村 0圏域
未定	919市町村 62圏域	▲66市町村 ▲13 圏域	未定	853市町村 49圏域

地域生活支援拠点等の整備に関する基本的考え方等

- 地域には、障害児を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているところであるが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要。
- 地域生活支援拠点等については、第4期障害福祉計画の基本指針において、成果目標として、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本。
- この間、各市町村等における拠点等の整備の取組を進めるため、「地域生活支援拠点等の整備推進モデル事業」を実施し、その報告書を全ての自治体に周知するとともに、モデル事業の成果を踏まえた、地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等を通知。また、全国担当者会議を開催し、モデル事業実施自治体の事例発表、意見交換等を実施。
- 本年9月時点における拠点等の整備状況をみると、整備済が20市町村、2圏域。

成果目標等(案)

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、現在、地域生活支援拠点等の整備が必ずしも進んでいない状況に鑑み、まずは現行の成果目標を維持することとしてはどうか。
- その上で、平成30年度以降の更なる整備促進を図るため、今後、以下のような取組を実施することとしてはどうか。
 - 基本指針(第三 障害福祉計画の作成に関する事項)を見直し、以下のような視点を盛り込む。
 - ① 各地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき地域生活支援拠点等の整備方針を検討するため、協議会(障害者総合支援法第89条の3に規定する協議会をいう。)等を十分に活用すること。
 - ② 整備方針を踏まえ、地域生活支援拠点等を障害児者の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、運営する上での課題を共有し、関係者への研修を行い、拠点等に関与する全ての機関、人材の有機的な結びつきを強化すること。
 - ③ 整備方針や必要な機能が各地域の実情に適しているか、あるいは課題に対応できるかについて、中長期的に必要な機能を見直し、強化を図るため、十分に検討・検証すること。
 - 地域生活支援拠点等の意義の徹底や、運営方法等について記載した通知を改めて発出。
 - 地域生活支援拠点等の整備の状況を踏まえた好事例(優良事例)集の作成、周知。

【成果目標(案)】 平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

地域生活支援拠点等の整備促進について（通知）【骨子】

平成29年7月7日

趣旨

- 地域生活支援拠点等の整備促進を図るため、目的、必要な機能等、市町村・都道府県の責務と役割を周知・徹底する。

整備の目的

- 障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、重度障害にも対応できる専門性を有し、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図る。

必要な機能等

- 5つの機能を集約して、「多機能拠点整備型」、「面的整備型」等、地域の実情に応じた整備を行う。
 - ① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応
 - ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成
 - ⑤ 地域の体制づくり
- ※ 地域の実情を踏まえ、必要な機能やその機能の内容の充足の程度については、市町村が判断する。
- ※ 緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。
- ※ 地域の実情に応じた機能の付加も可能。

運営上の留意点

- 個別事例を積み重ね、地域の共通課題を捉え、地域づくりのために活用することが重要である。
- 必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的には必要な時に、運営に必要な機能の実施状況を把握しなければならない。

市町村・都道府県の責務と役割

【整備に向けた取組】

- 地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備を進める必要がある。
- 拠点等の整備については、必要な機能等の実効性の担保等により市町村が総合的に判断する。（拠点等の整備時期を明確にしておくことが必要）

【必要な機能の充実・強化】

- 地域の課題や目標を共有しながら、相互に連携する効果的な取組を推進していくこと。
- 効果的な運営の継続
 - ・ 市町村の定期的な評価
 - ・ 拠点等の取組情報の公表（普及・啓発）

【都道府県の役割】

- 都道府県は、拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、管内市町村における好事例（優良事例）の紹介、また、現状や課題等を把握し、共有するなど後方的かつ継続的な支援を図る。

障害者総合支援法施行3年後の見直しについて

～社会保障審議会 障害者部会 報告書～(平成27年12月14日) <抜粋>

II 基本的な考え方

1. 新たな地域生活の展開

(1) 本人が望む地域生活の実現

- 地域での暮らしが可能な障害者が安心して地域生活を開始・継続できるよう、**地域生活を支援する拠点の整備を進める**とともに、本人の意思を尊重した地域生活を支援するための方策や重度障害者に対応したグループホームの位置付け等について、対応を行う必要がある。

III 各論点について

1. 常時介護を要する障害者等に対する支援について

(2) 今後の取組

(地域生活を支援する拠点)

- 「常時介護を要する者」であるか否かにかかわらず、地域での暮らしが可能な障害者等が安心して地域生活を開始・継続できるよう、平成27年度に実施している地域生活支援拠点に関するモデル事業の成果も踏まえつつ、地域で生活する障害者等に対し、**地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき**である。その際、グループホームにおける重度者への対応の強化、地域生活を支援する新たなサービスとの連携、医療との連携、短期入所による緊急時対応等を総合的に進めることにより、グループホーム、障害者支援施設、基幹相談支援センター等を中心とする拠点の機能の強化を図る必要がある。

7. 精神障害者に対する支援について

(2) 今後の取組

(地域生活を支援する拠点とサービス)

- 精神障害者の地域移行や地域定着を支援するためにも、平成27年度に実施している地域生活支援拠点に関するモデル事業の成果も踏まえつつ、地域で生活する障害者に対し、**地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき**である。その際、グループホームにおける重度者への対応の強化、地域生活を支援する新たなサービスとの連携、医療との連携、短期入所による緊急時対応等を総合的に進めることにより、グループホーム、障害者支援施設、基幹相談支援センター等を中心とする拠点の機能の強化を図る必要がある。

8. 高齢の障害者に対する支援の在り方について

(2) 今後の取組

- 地域で生活する高齢障害者等に対し、平成27年度に実施している地域生活支援拠点に関するモデル事業の成果も踏まえつつ、**地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき**である。その際、グループホームにおける重度者への対応の強化、地域生活を支援する新たなサービスとの連携、医療との連携、短期入所における緊急時対応等を総合的に進めることにより、グループホーム、障害者支援施設、基幹相談支援センター等を中心とする拠点の機能の強化を図る必要がある。

関係団体ヒアリングにおける主な意見

No	意見等の内容	団体名
1	<p>○地域生活支援拠点事業の更なる推進のため、面的整備を行う場合には福祉・医療等の関係機関が連携し当該事業の推進を図った際に中心となって調整した事業所に対する評価が必要である。また、多機能拠点型の整備に関する予算の確保と報酬上の評価が必要である。</p>	<p>日本知的障害者福祉協会 他 (同旨：日本精神科病院協会、DPI日本会議)</p>
2	<p>○事業所等の整備に関する予算の確保、拠点事業の推進のため関わる事業についての加算評価を求める。</p>	<p>全国地域で暮らそうネットワーク</p>
3	<p>○平成26年度に提起された地域生活拠点においても、相談することができず地域で困難を抱えている障害者に対する対策が立てられていない。地域住民や関係者からの情報提供によって現場に赴くような事業(アウトリーチ)を障害者総合支援法もしくは地域生活拠点の事業とすることを検討する時期にきているのではないか。</p>	<p>全国精神保健福祉会連合会</p>

地域生活支援拠点等について

地域生活支援拠点等に係る論点

- 論点1 相談の機能について
- 論点2 緊急時の受け入れ・対応の機能について
- 論点3 体験の機会・場の機能について
- 論点4 専門的人材の確保・養成の機能について
- 論点5 地域の体制づくりの機能について

地域生活支援拠点等について

現状・課題

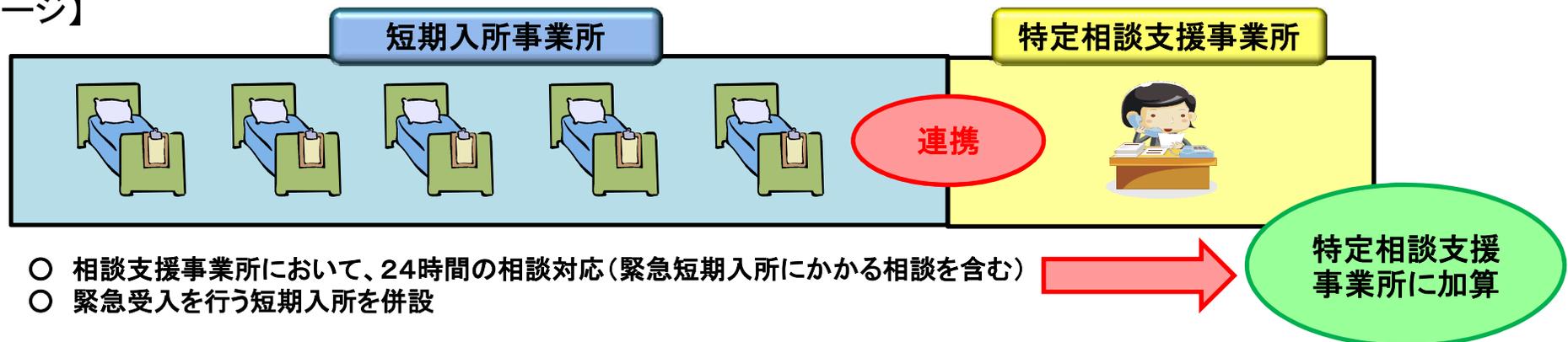
- 地域生活支援拠点等(以下「拠点等」という。)について、地域には、障害児者を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているところであるが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要である。
 - 拠点等については、第4期障害福祉計画の基本指針において、成果目標として、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本としている。
 - この間、各市町村等における拠点等の整備の取組を進めるため、「地域生活支援拠点等の整備推進モデル事業」を実施し、その報告書を全ての自治体に周知するとともに、モデル事業の成果を踏まえた、拠点等の整備に際しての留意点等を通知し、また、全国担当者会議を開催し、モデル事業実施自治体の事例発表、意見交換等を実施。
 - このような現状にある中で、第5期障害福祉計画の基本指針においては、必要な取組みを実施することを前提に、成果目標としては、引き続き、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本としている。
 - なお、平成29年7月には拠点等の整備促進を図るための通知を発出しているが、平成29年4月時点における拠点等の整備状況については、46の自治体(障害保健福祉圏域含む)が整備済である。
- 
- 障害者総合支援法施行3年後の見直しについての報告書(平成27年12月14日)を踏まえ、整備を推進し、さらに、必要な機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)の充実・強化を図り、第6期障害福祉計画における拠点等の位置付けを見据えた議論が必要ではないか。
 - その際、必要な機能における体制支援、個別支援、調整面に係る報酬の位置付けについて、検討してはどうか。

【論点1】 相談の機能について

論 点

- 拠点等における相談の機能については、「基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能」と位置付けている。
 - 例えば、相談支援事業所に24時間対応できる相談支援専門員(コーディネーター)を配置した上で緊急受入を行う短期入所事業所と連携することを要件とする加算を創設することにより、夜間等に緊急の短期入所を必要とする利用者に対応できるようにするとともに、その利用者以外の障害者も対象とした24時間の緊急相談窓口としての対応の評価を検討してはどうか。
- 
- 拠点等における相談の機能を強化する観点から、相談支援専門員(コーディネーター)として配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所へ受け入れた場合、報酬上評価することにしてはどうか。
 - なお、具体的な評価にあたっては、計画相談支援の既存の報酬上の評価との棲み分けについて、整理することにしてはどうか。
 - * 拠点等の機能を担う事業所においては、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することと規定し、その旨の事業所であることを市町村に届け出ることを要件にしてはどうか。(各論点共通)

【イメージ】



【論点2】 緊急時の受け入れ・対応の機能について

論 点

- 拠点等における緊急時の受け入れ・対応の機能については、「短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能」と位置付けている。
- 平成27年度報酬改定において、短期入所の緊急短期入所体制確保加算や緊急短期入所受入加算の要件を見直したが、現状、これらの加算の算定率は低調にあり、その主な理由としては、「緊急利用に係る空床の確保が難しい」と考えられる。



- 拠点等における緊急時の受け入れ・対応の機能を強化する観点から、これらの加算の算定要件を実態として機能する要件に改めることにしてはどうか。
 - 具体的には、緊急利用に係る空床については確保が難しいことから、緊急短期入所体制確保加算については廃止し、緊急の受け入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直してはどうか。
 - また、「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算することにしつつ、その間は、現行の定員超過利用減算は適用しないことにしてはどうか。
- ※ これらの加算の取扱いはこれまでどおり、拠点等の機能を「担う」「担わない」で算定の可否を分けることはしない。

緊急利用の状況について【1】

○ 緊急短期入所体制確保加算について、平成28年9月分の算定状況は、事業所類型全体では、「算定あり」が1.9%となっている。

【図1】

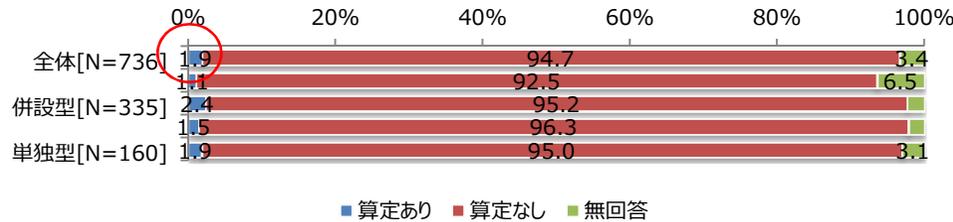
○ 緊急短期入所受入加算の平成28年9月分の算定状況は、事業所類型全体では、「緊急短期入所受入加算（Ⅰ）の算定あり」が1.1%、「緊急短期入所受入加算（Ⅱ）の算定あり」が0.1%となっている。【図2】

○ 平成28年9月に緊急短期入所体制確保加算の算定をしていない事業所に、算定をしない理由を聞いたところ、事業所類型全体では、「緊急利用枠の空床を確保しておくことが難しい」が53.2%と半数以上を占め、次いで、「緊急利用に対応できる職員の確保等が難しい」が35.6%となっている。【図3】

【①緊急短期入所体制確保加算の算定状況】

図1 緊急短期入所体制確保加算（平成28年9月分）

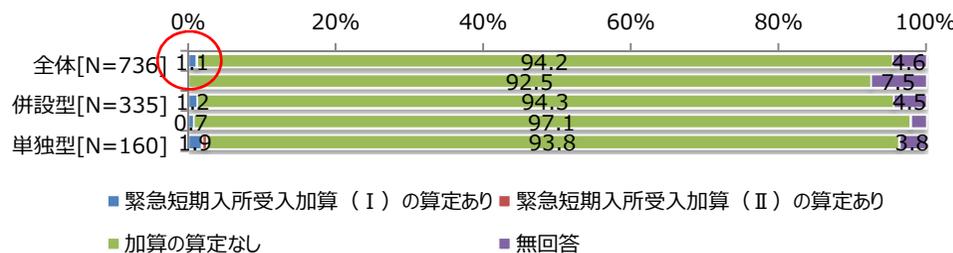
※ 図表1の傾向は、平成27年9月分・3月分においてもほぼ同様。



【②緊急短期入所受入加算の算定状況】

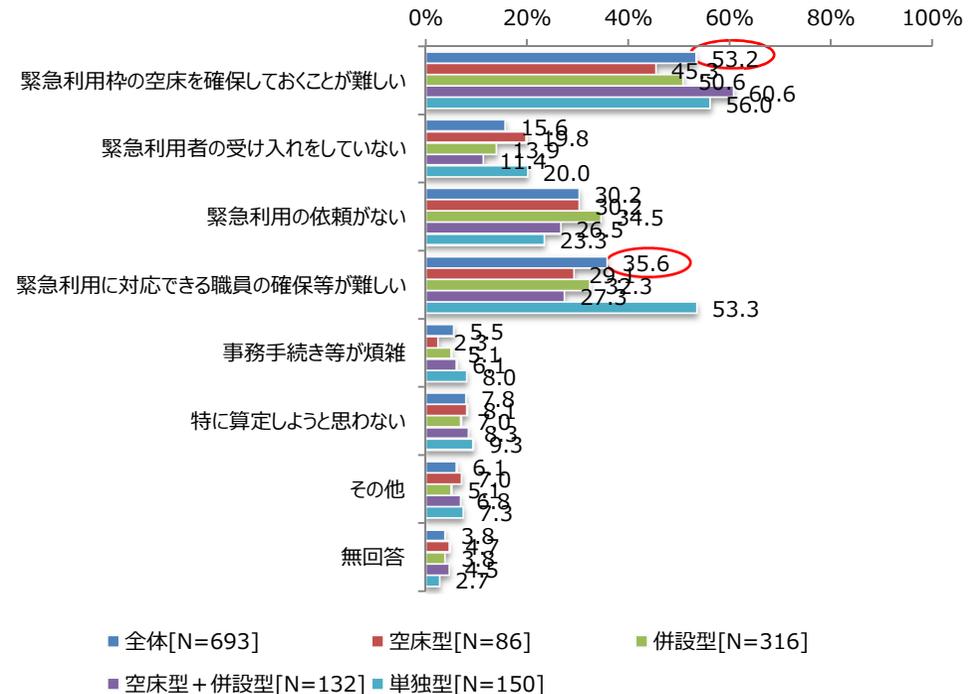
図2 緊急短期入所受入加算（平成28年9月分）

※ 図表2の傾向は、平成27年9月分・3月分においてもほぼ同様。



【③緊急短期入所体制確保加算の算定をしない理由】

図3 緊急短期入所体制確保加算の算定をしない理由〔複数回答〕

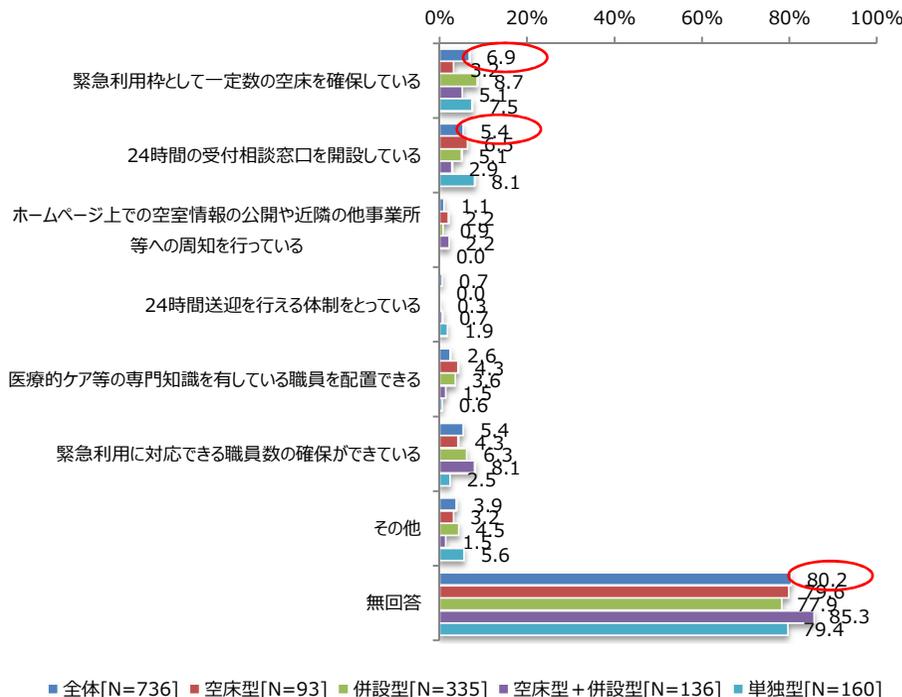


緊急利用の状況について【2】

- 緊急利用に対応するための体制整備の状況を聞いたところ、事業所類型全体では、無回答が80.2%となっており、特に体制整備を行っていない事業所が多いということがうかがえる。体制整備を行っていることとしては、「緊急利用枠として一定数の空床を確保している」が6.9%、「24時間の受付相談窓口を開設している」「緊急利用に対応できる職員数の確保ができている」がいずれも5.4%となっている。【図4】
- 緊急利用に対応の際の課題について聞いたところ、事業所類型全体では、「緊急利用者の状態等の確認が難しく、十分な受け入れ体制がとれない」が53.0%と半数以上を占めており、次いで、「緊急利用者に行動障害等がある場合、他の利用者や家族等から苦情の出る不安がある」が29.9%となっている。【図5】

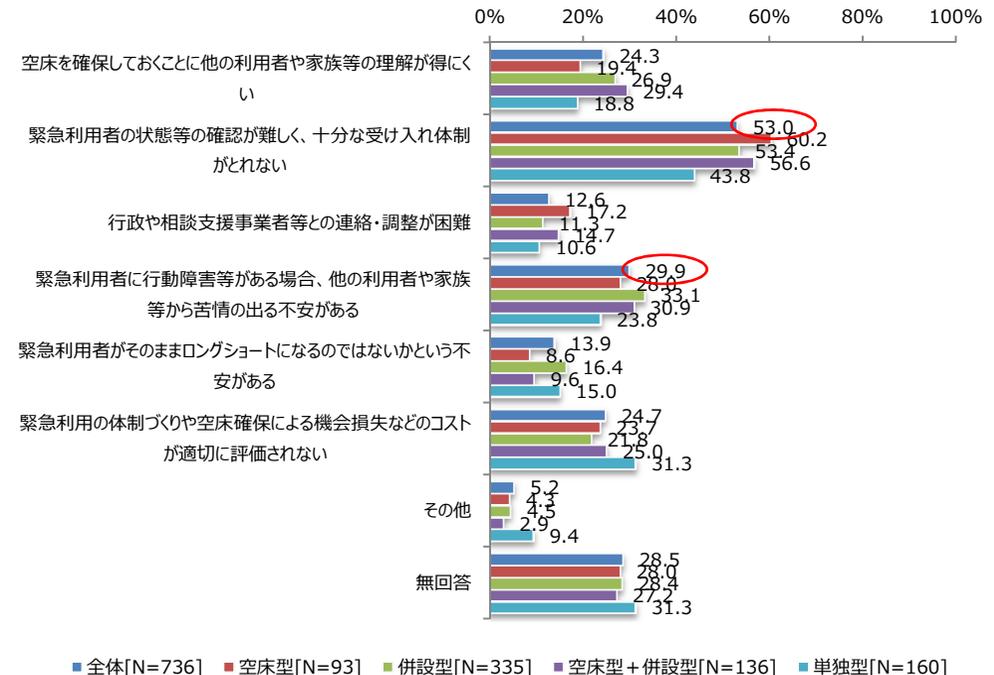
【④緊急利用に対応するための体制整備】

図4 緊急利用に対応するための体制整備〔複数回答〕



【⑤緊急利用に対応する際の課題】

図5 緊急利用に対応の際の課題〔複数回答〕

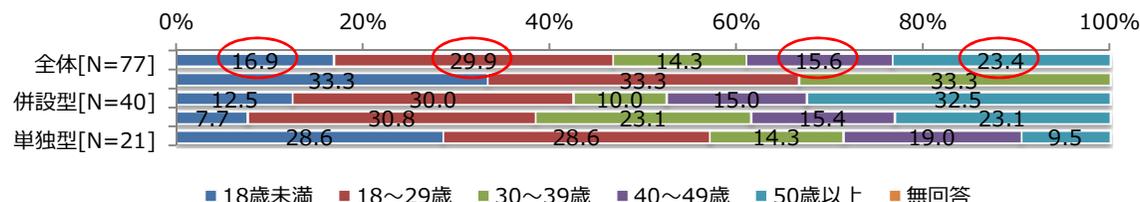


緊急利用の状況について【3】

- 平成28年9月における緊急利用該当者の状況を聞いたところ、合計77人分の回答があった。
- 年齢については、事業所類型全体では、「18～29歳」が29.9%、「50歳以上」が23.4%、「18歳未満」が16.9%、「40～49歳」が15.6%、「30～39歳」が14.3%となっている。【図5】
- 障害支援区分は、事業所類型全体では、「区分6」が26.0%、「区分5」が19.5%、「区分4」が16.9%となっており、区分の重い人が多い。【図6】
- 主たる障害については、事業所類型全体では、「知的」が63.6%、「身体」が31.2%、「精神」が5.2%となっている。【図7】

【⑥緊急利用の該当者】

図5 緊急利用該当者の年齢



※ 本間での空床型における回答人数は3人であり、標本数が少ないため、集計値は参考値扱いである。(以下同様)

図6 緊急利用該当者の障害支援区分

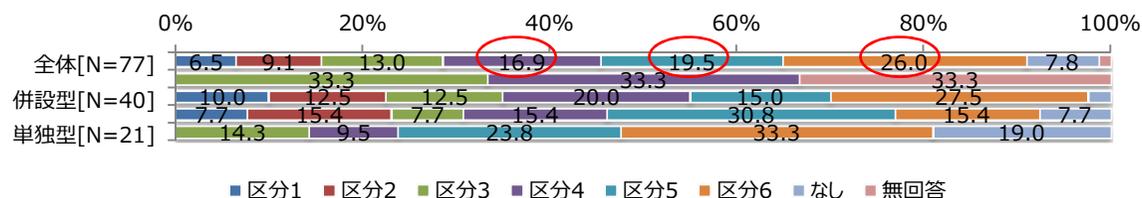
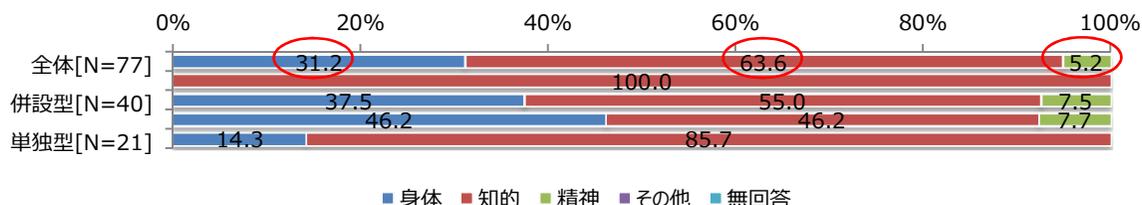


図7 緊急利用該当者の主たる障害



緊急利用の状況について【4】

- 障害特性については、事業所類型全体では、「重症心身障害児者」が15.6%、「強度行動障害」が11.7%となっている。これらの障害特性に該当しない人(無回答)が多い。【図8】
- 入所までの期間は、事業所類型全体では、平均で1.8日となっている。【図9】
- また、利用日数については、事業所類型全体では、平均で11.1日となっている。【図10】

図8 緊急利用該当者の障害特性〔複数回答〕

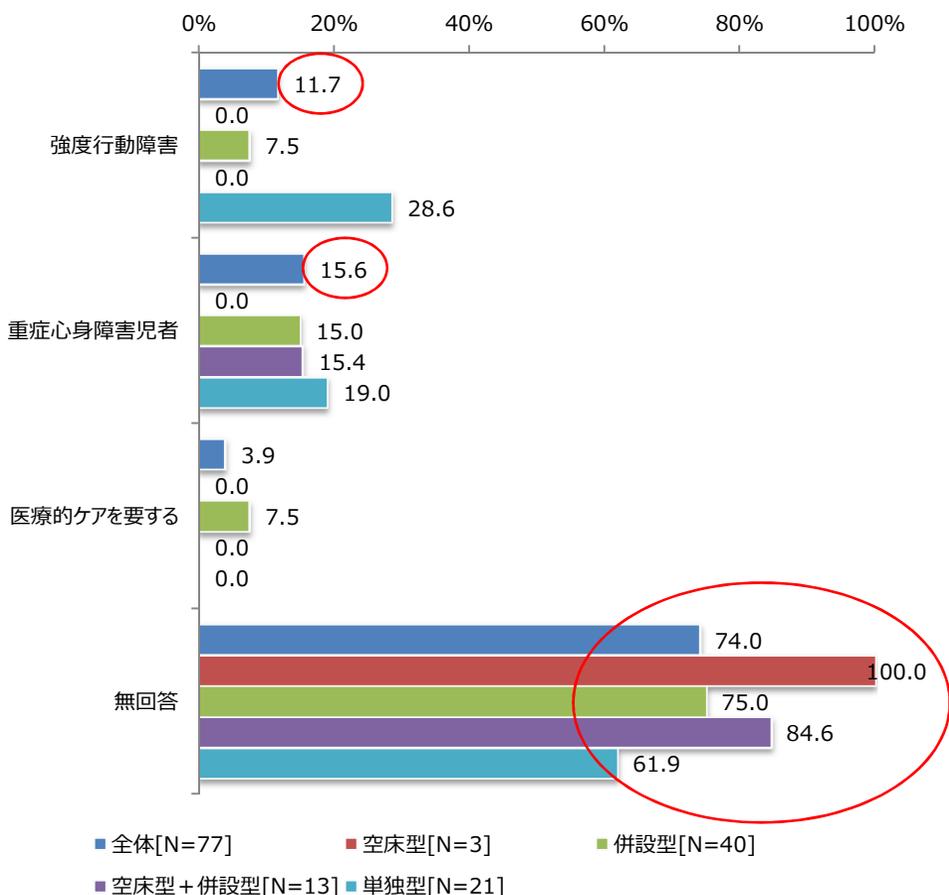


図9 緊急利用該当者の入所までの平均期間

	全体 [N=72]	空床型 [N=3]	併設型 [N=35]	空床型 + 併設型 [N=13]	単独型 [N=21]
平均期間 (日)	1.8	1.0	2.2	2.2	0.9

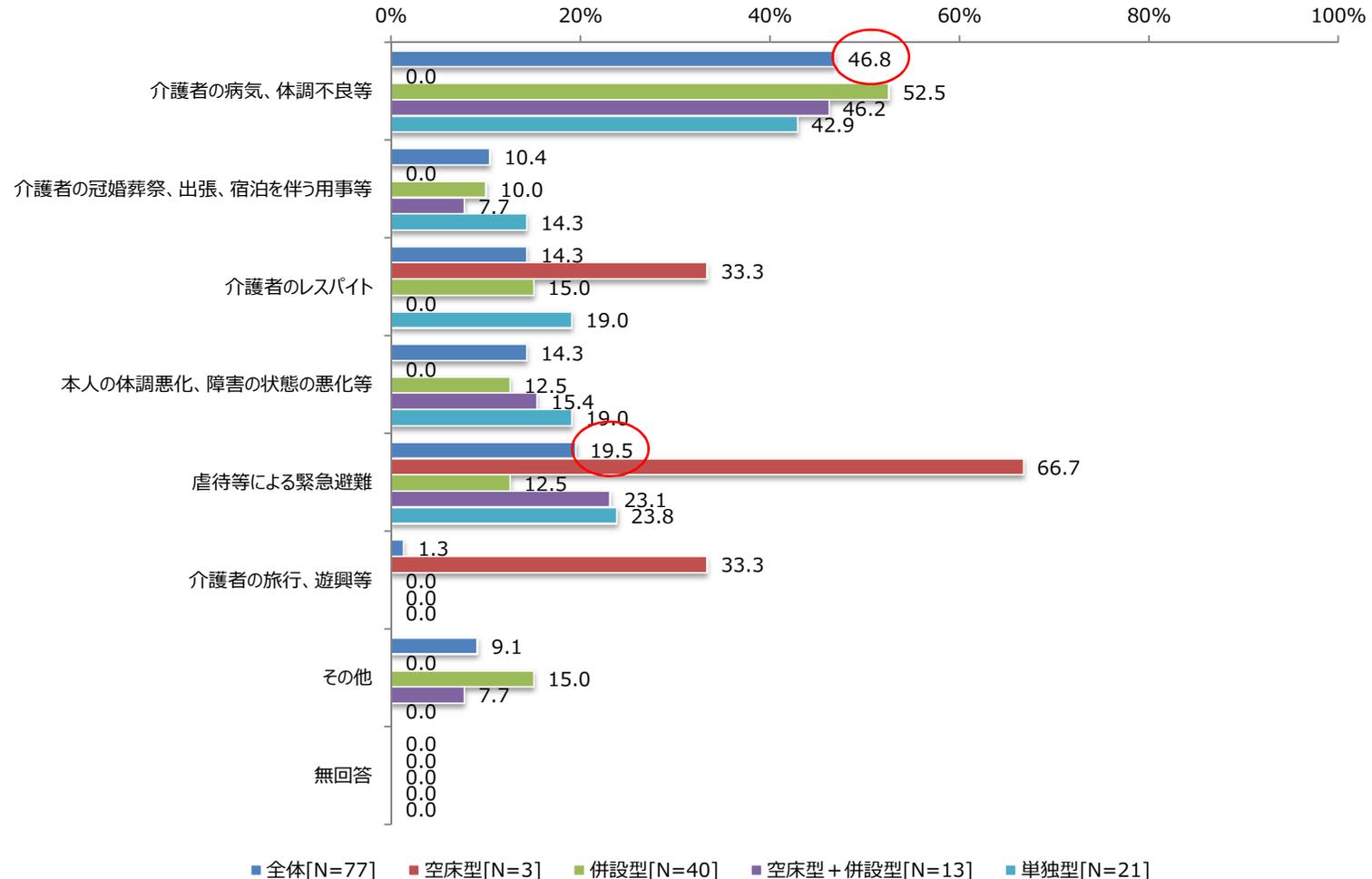
図10 緊急利用該当者の平均利用日数

	全体 [N=71]	空床型 [N=3]	併設型 [N=39]	空床型 + 併設型 [N=12]	単独型 [N=17]
平均日数 (日)	11.1	10.0	13.5	14.2	3.8

緊急利用の状況について【5】

○ 緊急利用の理由は、事業所類型全体では、「介護者の病気、体調不良等」が46.8%、「虐待等による緊急避難」が19.5%となっている。【図11】

図11 緊急利用該当者の利用理由〔複数回答〕



【論点3】 体験の機会・場の機能について

論 点

- 拠点等における体験の機会・場の機能については、「地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能」と位置付けている。
 - 平成27年度報酬改定において、地域移行支援の体験利用加算や体験宿泊加算の利用期間の制限を廃止したが、日中活動サービスの体験利用支援加算については、利用期間の制限は廃止していない。
 - 現状、生活介護の体験利用支援加算の算定率は低調にあり、その主な理由としては、「体験利用を支援するにあたっての調整等の負担がある」とことと考えられる。
- 
- 拠点等における体験の機会・場の機能を強化する観点から、拠点等としての機能を担う場合の体験利用支援加算について、日中活動の体験利用支援加算の利用期間の制限については廃止してはどうか。
 - また、地域移行に係る「体験」については、地域移行支援、日中活動サービスの事業所双方の連携・調整が必要であり、日中活動サービスの体験利用支援加算については、加算算定にあたってのそれらの記録を求めているが、事務負担軽減、報酬請求の判定に格差が生じないように簡易的な「体験利用計画(仮称)」の様式を示すことにしてはどうか。
 - さらに、体験を行うタイミング、体験後の見極めは短期間であることや地域移行支援事業所との調整等の負担を踏まえ、この加算の引き上げを行いつつ、初期期間の加算単価を高く設定し、その後は逡減制にすることにしてはどうか。
 - 加えて、体験利用を促進する観点から、例えば、施設入所支援利用者が、夜のみ短期入所を利用し、日中は生活介護を利用する場合、地域移行支援事業所が緊急的に短期入所の「床」を確保し、日中活動サービスの事業所が体験の機会に係る支援を行うことについても評価することにしてはどうか。
- ※ 日中活動サービスの体験利用支援加算が地域移行に係る「送り出し」の支援の評価に対し、地域移行支援の体験利用加算については、地域移行の体験利用に係る「受け入れ」の支援の評価であり、表裏一体の関係にあることから、体験利用加算についても、体験利用支援加算に併せた見直しを行う。

30年度改定前	30年度改定案
<p>※ 障害福祉サービスの体験利用を行った場合に、15日以内(開始日から90日以内に限る)に限り算定</p> <p style="text-align: right;"><u>300単位/日</u></p> <p>⑥ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱い 報酬告示第5の5の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、指定療養介護事業所の利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合であって、指定療養介護事業所の従業員が以下のいずれかの支援を行う場合に加算するものとする(当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること。)</p> <p>(一) 体験的な利用支援の利用日に当該指定療養介護事業所において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合 (二) 以下に掲げる体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p> <p>ア 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整 イ 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等 ウ 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助</p> <p>なお、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定療養介護に係る基本報酬等は算定できないことに留意すること。</p> <p>また、当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、上記(二)の支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。</p>	<p>※ 障害福祉サービスの体験利用を行った場合に、15日以内(開始日から90日以内に限る)(→廃止)に限り算定</p> <p style="text-align: right;"><u>単位/日(〇日から〇日目まで)</u> <u>単位/日(〇日目から〇日目まで)</u></p> <p>⑥ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱い 報酬告示第5の5の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、指定療養介護事業所の利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合であって、指定療養介護事業所の従業員が以下のいずれかの支援を行う場合に加算するものとする(当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること。)(→※ 様式を示す。)</p> <p>(一) 体験的な利用支援の利用日に当該指定療養介護事業所において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合 (二) 以下に掲げる体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p> <p>ア 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整 イ 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等 ウ 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助</p> <p>なお、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定療養介護に係る基本報酬等は算定できないことに留意すること。</p> <p>また、当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、上記(二)の支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。</p>

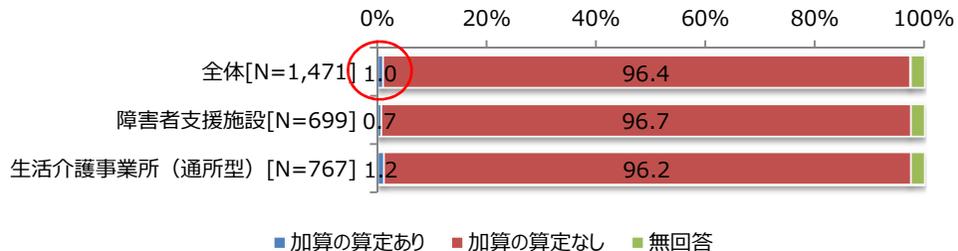
体験利用の状況について

- 障害福祉サービス体験利用支援加算について、平成28年9月分の算定は、事業所形態全体では、「加算の算定あり」が1.0%となっている。【図1】
- 平成28年9月における障害福祉サービスの体験利用の支援日数を聞いたところ、事業所形態全体では、回答のあった1,197事業所の支援日数合計は111日となっている。そのうち、体験利用支援の加算算定された日数合計は4日となっている。【表1】
- サービス体験利用の支援に関し、課題となることを聞いたところ、事業所形態全体では、「体験利用者への対応で、他の利用者へのケアが手薄になる」が40.1%と最も高い割合であり、次いで、「職員体制の関係で事前調整に十分な手間をかけられない」が33.1%、「体験利用者と他の利用者の関係性などに不安がある」が31.5%と続いている。【図2】

【①障害福祉サービス体験利用支援加算の算定状況】

図1 障害福祉サービス体験利用支援加算(平成28年9月分)

※ 図表1の傾向は、平成27年9月分・3月分においてもほぼ同様。



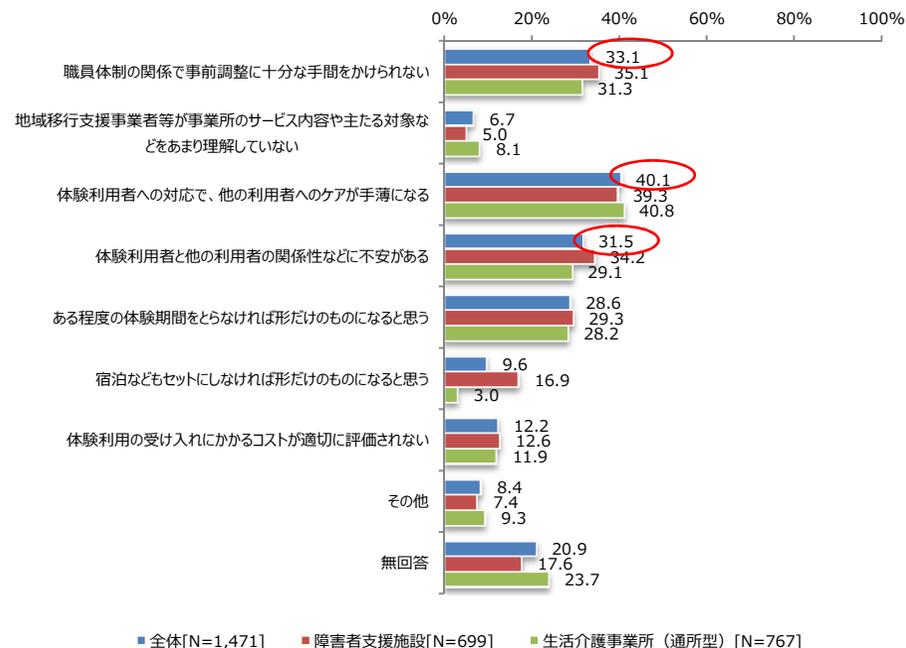
【②サービス体験利用の支援日数】

表1 サービス体験利用の支援日数

	全体[N=1,197]	障害者支援施設[N=578]	生活介護事業所(通所型)[N=616]
障害福祉サービスの体験利用の支援日数(日)	111	24	87
そのうち、体験利用支援加算を算定した日数(日)	4	2	2

【③サービス体験利用支援の課題】

図2 サービス体験利用支援の課題[複数回答]



【論点4】 専門的人材の確保・養成の機能について

論 点

- 拠点等における専門的人材の確保・養成の機能については、「医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能」と位置付けている。
 - 地域の生活を支えるにあたって、専門性の機能を担保するために、医療的ケア、行動障害、重度化・高齢化に対応できる体制の確保や人材養成が求められる。
 - 第5期障害福祉計画に係る基本指針の議論においても、都道府県が、障害者等の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう、各種研修を十分に実施することとしている。
- 
- 拠点等における専門的人材の確保・養成の機能を強化する観点から、手厚い体制や個別特性に対応する支援のあり方について、検討してはどうか。
- ※ これらの加算の取扱いはこれまでどおり、拠点等の機能を「担う」「担わない」で算定の可否を分けることはしない。

専門性や個別特性の支援に係る加算(例)

○ 福祉専門職員配置等加算

※ 良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて加算

- ・ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）（①に適合） 15単位／日
- ・ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）（②に適合） 10単位／日
- ・ 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）（③に適合） 6単位／日

- ① 常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者が35%以上雇用されている事業所
- ② 常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者が25%以上雇用されている事業所
- ③ 生活支援員のうち、常勤職員75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上の事業所

○ 重度障害者支援加算

※ 重度障害者に対する手厚い支援体制がとられている場合

- ・ 重度障害者支援加算（Ⅰ） 28単位／日
- ・ 重度障害者支援加算（Ⅱ）
 - ① 強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）修了者を配置した場合【体制加算】 7単位／日
 - ② ①の研修修了者が作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別支援を行った場合【個人加算】 180単位／日

※ 重度障害者支援加算（Ⅱ）②については、加算の算定開始から90以内の期間について、700単位／日を加算

基本的な考え方

- 障害福祉人材の確保については、平成26年の福祉人材確保対策検討会において、基本的な考え方として、「障害福祉分野の人材確保については、介護分野同様に、『参入促進』、『資質の向上』、『労働環境・処遇の改善』のための対策を講じるほか、多様な障害特性に対応できる専門性を持つ人材の育成等を図る必要がある。」ととりまとめられている。
- 現行の指針においても、指定障害福祉サービス等に係る人材を質量ともに確保することの重要性については盛り込んでいるが、上記のような指摘を踏まえ、当該記載を充実させることが必要と考えられる。



基本指針への記載(案)

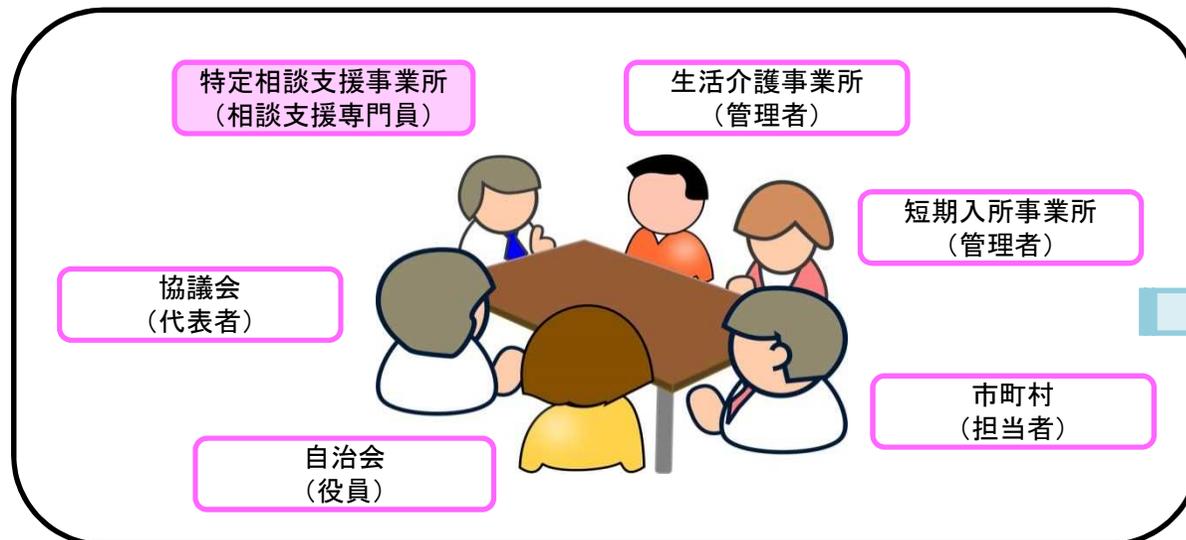
- 上記を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、「第三 三 4 (一) サービスの提供に係る人材の研修」に次のことを規定してはどうか。
 - ・ 都道府県は、障害者等の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう、サービス管理責任者養成研修や児童発達支援管理責任者研修、相談支援従事者研修、重度訪問介護従業者養成研修、同行援護従事者養成研修、行動援護従事者養成研修等の各種研修を十分に実施すること。
 - ・ 都道府県は、
 - ①教育委員会等の教育担当部局と連携し、例えば、学校訪問を行い障害福祉に係る仕事を紹介する等により、若年層における障害福祉サービスに係る理解を促進する取組
 - ②都道府県福祉人材センターと連携し、福祉人材の無料職業紹介を行う取組等を通じ、障害福祉サービス等に係る人材の確保を支援することが望ましいこと。

【論点5】 地域の体制づくりの機能について

論 点

- 拠点等における地域の体制づくりの機能については、「基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能」と位置付けている。
 - 地域の体制づくりとして、相談機能を有する事業所・機関等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行うことが求められる。
 - また、第6期障害福祉計画の基本指針の議論にあたっては、拠点等の全国的な整備を踏まえ、機能の強化・充実を図る必要がある。
- 
- 拠点等における地域の体制づくりの機能を強化する観点から、今後、地域の体制づくり以外の機能等を有機的に組み合わせ、地域全体で支援する協力体制を構築していることが重要であり、支援困難事例や地域の課題の対応に向けて、拠点等の機能を発揮する事業所間の連携が必要であることを踏まえ、これらの対応に係る内容を報酬上評価することにしてはどうか。

【イメージ】



月に1回、支援困難事例(利用者)等について、情報共有等を行い、共同で対応した場合、「地域体制強化共同支援加算」(仮称)として評価することにしてはどうか。
(月1回 単位)